

人口動態統計速報(平成 24 年 3 月分)の数値の使用上の注意

人口動態統計速報は次のようなプロセスで作成されています。

出生、死亡、死産が発生した場合、戸籍法等に基づき市町村に届け出が行われます。また、婚姻、離婚は市町村への届け出により効力が発生します。市町村はこれらの届出等から人口動態調査票を作成し、都道府県に提出します。都道府県は、人口動態調査票を報告期限までに厚生労働省に送付します。厚生労働省は送付された調査票の枚数を集計し、速報の数値とします。

このプロセスは、東日本大震災の影響を受けているため、2 月以前に発生した出生、死亡、死産、婚姻、離婚の調査票で、2 月分までの速報作成に間に合うように送付されておらず、今回の速報作成までに送付されてきたものがあります。これらについては、3 月分の速報の数値に含まれていますので、3 月分の速報の数値は、実態と乖離している可能性があることについて注意が必要です。

なお、平成 25 年 9 月の公表を予定している平成 24 年人口動態統計年報(確定数)では、3 月の実態どおりの数値を示す予定です。